

「台湾籍民」をめぐる諸問題

中 村 孝 志*

Formosans of Japanese Nationality in Fukien

Takashi NAKAMURA*

The inhabitants of Formosa, which became a Japanese colony as a result of the Sino-Japanese War (1894-1895), were allowed to become Japanese nationals on 8 May 1897. But, for some ten years the Government-General of Formosa was too occupied with pacification of this new territory to take an accurate census. This enabled non-Formosan Chinese in Fukien to obtain illegally Japanese nationality, which gave them extraterritorial rights and a means to elude the *likin*. Around 1910, the majority of those registered as Formosan by the Japanese consulates at Amoy and Fuchou was actually non-Formosan Chinese. At the end of 1911 the consulates in Fukien, the Government-General, and the Japanese Ministry of Foreign Affairs decided that the consulates at Amoy, Fuchou, and Swatow should register those Formosans who wanted Japanese nationality and exclude the undesirable elements even if they had been registered in Formosa as Formosans of Japanese nationality.

When the southern expansion policy of the Government-General was stimulated and activated

by World War I, Formosan fortune seekers, criminals, and anti-Japanese rebels crossed over to Fukien without passports and entered the underworld there. Some of them even became leaders of the underworld and were called Formosan bandits. The Japanese consulates in Fukien could not control them and asked for aid from the Government-General. Police officers of the consulates in Amoy, Fuchou, Swatow, and Canton were increased at the expense of the Government-General. In 1916 conferences were held between the Government-General and the consulates at Amoy and Fuchou to discuss the problems of South China as well as the problems of the Formosans there. Through these conferences the Government-General revealed its southern expansion plan, including such programs as the education of the Formosans to convert them into loyal Japanese subjects and propaganda and intelligence activities through hospitals and the press. The 1916 conferences were significant in that they foreshadowed the next phase of the southern expansion program of the Government-General of Formosa.

は し が き

本稿でいう「籍民」とは、中国民族で外国の国籍をもち、その所属国領事の保護の下に中国官吏の管轄をうけぬものを指す。元来福建省、特に廈門は早くから海外移民多く、彼らの中には多年出稼ぎ地に住んで、その地の国

籍を得る者が多かった。即ちペナン、シンガポールなど英領マライ居住者はイギリス籍を、トンキン、サイゴンなど仏領インドシナ居住者はフランス籍を、バタヴィア(ジャカルタ)、スラバヤ、メダンなど蘭領インド居住者はオランダ籍を、マニラなどフィリピン在住者はスペイン籍をという具合である。彼らは帰国後、某々洋行の看板を掲げ、その国の治外法権の特権を利用して商業を営む者が多かつ

* 天理大学教養部; Faculty of Liberal Arts, Tenri University

た。しかるに日清戦争の結果、日本の台湾領有より生じた日本籍をもつ台湾籍民なる新しい型のものが生れて外国籍民の中に加わるようになった。これは数において、従来の外国籍民¹⁾の比ではない圧倒的な多数である。1910年時点で領事館などに登録された台湾籍民は華南一帯で2千余、未登録者、家族などを加えれば6,7千を下らないだろうと推定された²⁾ [森 1910: 機密5]。しかもその大半は、領台当時の戸籍不備に乘じ、不正手段で日本国籍を取得し、台湾人を称えたいいわゆる假冒者であり、厦門の場合その増加ぶりは5年前の2倍であったという [瀬川 1907: 機密18]。

彼ら台湾籍民中には台湾で事を起こし、官憲の逮捕を逃れ対岸に赴いた者も数多くあった。1899年蜂起した匪首簡大獅,³⁾ その徒党頼乾, 高大鼻, 林第之の事件を初めとし、いわゆる北埔, 苗栗, 西来庵事件等々 [民政部警察本署 1917(?): 3-6], 多少とも民族的自覚をもった抗日の士——日本という土匪——

蜂起を初め、「台匪」, 「台湾呆狗」と忌みきらわれた無頼の徒も含めて、辛亥革命を中心とする中国の動乱期、華南には無籍の台湾人が激増した。彼ら有籍、無籍の台湾人は中国人の間に雑居して滋擾を起こすこと多く、日清両国政府の悩みの種となっていた。大正期日本の南方進出（台湾総督府も含めて）とともに、必然的に関与せざるを得なくなった東南アジア華僑と、直接間接に近い関係をもつ台湾籍民の問題を、台湾総督府としては解決せざるを得なくなってくる。彼らを忠良な帝国の臣民とすることによって南進日本の戦列に加えることが衷心要請されたわけである。

加うるに、華南とは領台当初から悩みであった南支那海に跳梁する海賊船取り締りの問題,⁴⁾ 数次にわたってもち込まれた伝染病防遏の問題,⁵⁾ あるいはまた年々多数渡来する中国人季節労働者その他非労働者の問題⁶⁾ 等等もある。

- 1) 1910年現在で、厦門在住イギリス籍民23戸、フランス籍民16戸、スペイン籍民47戸と報ぜられている。このうちスペイン籍民は1908年にはわずかに4戸に過ぎなかったが、アルメラ領事赴任以来周旋人を介して2,3百元ないし数千円で国籍証書を発売したので急激に増加し(150名)、うち税関に届け出た営業者は前記47戸の多きに達したという [森 1910: 機密5]。ただしドイツ籍民はひとりもない。これは籍民になると徴兵の義務があるからという [瀬川 1907: 機密18]。同じようにオランダ籍取得者も、実数はあまり多くはなかったのではないかと思われる。蘭領インド(インドネシア)では1907年、中国人も同化法によってヨーロッパ人並みの取扱をうけられるようになったが、同時にこれは兵役の義務、相続財産の均等配分などが課せられることになったので、中国人はほとんど手続をとらなかったという [マックネア 1945: 102-103; 満鉄東亜経済調査局 1940: 147]。
- 2) 福州領事天野恭太郎は、南清における台湾籍民数は2千を越え、妻子を加算すれば1万にもなるとしている [天野 1909: 公93]。
- 3) 北山の匪首簡大獅。捕えられ、安寧を害し風俗を壊乱する者と認められ、3年間清国在留禁止、台湾へ送還される [民政局 1901: 53] (「民政局」「警務局」「民政部警察本署」などとある場合は、いずれも台湾総督府に所属するため簡略表記する)。

- 4) 南シナ海沿岸に蟠踞する海賊は、毎年6月から9月の間、夏期季節風を利用して台湾南シナ海を航行する船舶を劫掠した。総督府は海賊船を拿捕殲滅せんと試みたが、出沒巧妙で容易に成功せず、1898年から1916年までに報告された被害40数件を数えた [民政部警察本署 1917(?): 6, 40-43]。
- 5) 台湾では領台の翌年である1896年から1897, 1901, 1904, 1914, 1916年と数回にわたってペストの大流行に苦しめられている。いずれも対岸厦門からの侵入で、初発から1915年までの患者数は3万、うち2万4千が死亡するという惨禍を被っている [民政部警察本署 1917(?): 7-8]。
- 6) 台湾には年々約7千の労働者が対岸から渡来した。福州, 厦門, 漳州, 泉州人が多く、毎年4月前後に来て10月過ぎに帰還するのを常とした。上陸港は基隆, 淡水, 安平(台南), 打狗(高雄)に限定されていたが、6割が淡水に上陸し、大半は台北で就労した。これらの中には無頼、不良の徒も混じり、あるいは労働者以外の中国人で、領事館の身分証明書をもち渡台し、上陸後労働者に変じて排日、抗日運動をなすものなどあるので、総督府は労働者取り締り規則を公布し、南国公司(台華公司の後身)に労働者移入を独占的に取り扱わせしめ、また華南領事館は取り締りを嚴重にし、身元不確実者が渡台して治安を乱すことのないよう努めた [民政部警察本署 1917(?): 16-18, 47]。

台湾総督府は、対岸（華南）の外務省公館の領事と会議を開き這般の諸問題を協議するが、この対話の過程で台湾総督府の南支（華南）ひいては南洋（東南アジア）経略の構想が固定していく。⁷⁾

本稿ではいわゆる大正南進期ごろまでの台湾籍民をめぐる諸問題を、台湾総督府と華南領事館との応接の中にみながら、台湾総督府の立場——意志決定の経緯——を眺めてみたいと思う。

I 台湾籍民の由来

日清講和条約（1895）により台湾全島およびその付属島嶼、澎湖列島の主権が日本に割譲された結果、同地方の住民は当然国籍を変更して日本主権の下に立たざるを得ぬようになったが、同条約はさらに、同地方の住民の割譲地域外に住居しようとするものには、条約批准の日から2カ年間、即ち1897（明治30）年5月8日までに自由にその所有不動産を売却して同島を退去することを得べく、年限来てもその地を退去せぬ者は日本の都合により、これを帝国属民と看做すことがある（第5条）と規定したので、これら地方住民はその選択権に基づいて、2カ年以内にその去就を定めることとなった〔伊能 1905：64、71-72；警務局 1938：23〕。

台湾総督府は、1895（明治28）年11月18日、府令35号をもって「臺灣及澎湖列島住民退去條規」を發布し、その前文において前記条約の正条を明示し、かつ台湾および澎湖列島

住民にして同地方の外に転居せんと欲する者は、累世の住民と一時寄留の住民とに論なく、その家族とともにその郷貫・姓名・年齢・現住所・不動産などを記載し、1897年5月8日以前に台湾総督府の地方官庁に届け出づべく（第1条）、幼年の戸主および他地方へ旅行中の者は、後見人・管理人または代理人が退去届の提出をなし得（第2条）、また土匪暴動の擾乱に与し、日本軍に抵抗した者でも帰順降伏して兵器を納めた上はまた同島の退去を許し（第3条）、なお退去者の携帯すべき家財はすべて海関税を免除する（第4条）旨を述べ、同時にその内容を諭告（漢文）して、民衆に周知徹底させた〔警務局 1938：649-650〕。

その後台湾総督府では、台湾住民の国籍帰属に関する具体的規定制定の必要があるため、帰化法取調委員会を設置して、翌1896年8月台湾住民に関する国民分限令案を作成せしめ、また一方清朝時代の戸籍は徴税を主に作成されたもので役に立たぬし、また当時の戸口簿も兵馬控惣の際に作成されたもので完璧を期することができぬものなので「臺灣住民戸籍調査規則」を制定し（1896年8月、訓令85号）、警察官および憲兵隊をして同年9月より12月31日までの間に、その所轄街庄内各戸につき、その戸主、家族の姓名、年齢、続柄その他を調査して戸籍を編成させ、かつ各街庄の総理・地保をして時々部内を巡回して戸籍の異動を届け出させ、同時に告示して、総督府が戸籍を編成するのは住民確認の証憑に資するためなので各人はその意を体し、調査官吏の臨検に遇えば正確詳細に申告し、万遺漏なきように諭旨した。かくて警察官、憲兵は万難を排して調査にあたったが、言語不通、筆談も要を尽くさず、加うるに民衆、特に婦女子は官憲の姿をみれば屋内に逃避して出でず、調査員、また家族制度、旧慣に不案内なため、正確な結果は望むべくもなかった〔同上書：661-663〕。

7) 最初、台湾総督府の最高為政者は、対岸を理念の上で台湾と一体と考えようとした。明治30年代後半には、対岸の南支（華南）、特に福建（福州、廈門）に対する意識が明瞭になる。広東を考えるのは少し遅れ〔台湾5 1901〕、さらに大正南進期を中心にしてこれが東南アジア、南洋へと拡大していく。この概念内容の時代的変遷についてはなお矢野〔1978：28-30；1979：110-112〕など参照。

前記戸籍中には日本臣民たるべきものと否らざるものとを包含し、一方また分限確定の期日も迫ってきたので、台湾総督府では台湾住民国籍処分に関する閣議決定に基づき1897年3月19日、「臺灣住民分限取扱手續」を定め、帝国臣民と非臣民とを判別する準則を内訓した。該手續によれば「明治二十八年五月八日前ニ在テ臺灣島及澎湖列島内ニ一定ノ住所ヲ有シタル者ヲ以テ臺灣住民ト」（第一條）し、同住民にして「明治三十年五月八日前ニ臺灣總督府管轄區域外ニ退去セサル」者はこれを「日本帝國臣民ト視爲」（第二條）し、また「一時旅行ノ爲メ現ニ臺灣總督府管轄区域内ニ住居セサル臺灣住民ニシテ明治三十年五月八日ニ於テ日本帝國臣民タラント欲スル者アルトキハ」同じくこれを「日本帝國臣民ト視爲ス」（第三條）べく、「戸主日本帝國臣民トナリタルトキハ其家族モ亦日本帝國臣民トシ戸主日本帝國臣民トナラサルトキハ其家族モ亦日本帝國臣民トセス但明治三十年五月八日前ニ分家シテ別ニ戸主ヲ立ツル者ハ此限ニアラス」（第四條）とし、而して「日本帝國臣民トナラサル臺灣住民ハ戸籍簿ヨリ之ヲ除却シ」（第五條）、除籍簿に移収して外国人取扱規定によることとした[同上書：653-654]。以上の手續により日本帝国臣民は定まり、各県庁並びに支庁では同年7月住民を召集して定籍式をあげ、ここに台湾住民の国籍は確定した。

これより先、住民国籍の去就を決定すべき1897年5月8日が切迫するにつれ、台湾はもちろん日本内地でもその動向には特別の注意が払われていた[佐々島 1928：68-76]。台湾が日本統治になれば台湾人は国民として兵役の義務を課され、また諸般の点で生活環境の変化（辮髪、纏足、阿片喫煙禁止など）を強制される上、中国本土への渡航も禁絶されるやもしれず等々と噂されて、退去者はどれほど出るかが関心の的であった。しかるに5月8日を過ぎて報告された退去台湾人は5,460

名、これは当時の台湾人口280万に比すと実に九牛の一毛にもあたらない数であった[警務局 1938：664-668]。しかし南部の台南県では、全退去者の半分の2千2百以上を占めており、全村退去してために土地の荒廃を来したところもあったという[鶴見 1965：22-23]。

だが全体よりみれば、退去者は

1. 中国内地に財産を有するもの
2. 居住不定の季節労働者
3. 流言蜚語に迷わされたもの
4. 流行のペストを避けたもの [警務局 1938：668]。

などで、郷貫の地対岸に帰還したものであり、さして政治性はないものと思量された。もっとも少数とはいえ、富裕有力者の台湾退去は日本にとって影響がなかったとはいえなかった。後年、台湾総督府並びに対岸の領事館は、これら有産者を含む有力者に台湾籍を与えて日本人とする工作を展開し、籍民問題を複雑なものとする一因となるのである。

II 假冒籍民の発生

台湾住民帰属決定のころ、台湾総督府は台湾人が中国その他海外旅行の目的で旅券下付を願い出た場合、当分の間できるだけ制限を加えるよう通達していたので[同上書：670-671]、対岸福建省の地ではそれほど台湾籍民の数は増加しなかった。しかし、このころ既に厦門では渡来台湾籍民が「一時ノ便宜上清國臣民ト結托シ名ヲ臺民ニ藉リ自己ノ便利ヲ計ル」[同上書：672]別の型の籍民（假冒民）の出現をみつつあった。特に1898年4月清国政府の福建省不割譲誓約は、中国人に福建省は早晚日本の領有に帰すべしと感じさせ、爾後日本籍を求め条約上の権利に均霑し自家の利益をはかろうとする徒輩を簇出せしめるようになった。当時日本の台湾統治はいわゆる

抗日土匪の掃討に追われ戸籍を整備する暇なく、この機に乗じて中国人中には奸策を弄して台湾人の姓名、生年月日を詐称し、あるいは台湾に居住する親戚故旧に依頼し旅券の下付を出願、当時の街長、保甲その他当事者に多少の賄賂を贈り入籍洩れの扱いをしてもらい、また官憲中には内々その事情を知らず金員によって旅券を交付した例が少なからずあったと伝えられた。⁸⁾

1900年4月台湾民政長官後藤新平が対岸廈門、福州を視察した際、閩浙総督許應駟、布政使張曾敭、廈門道台延年らから数度にわたって台湾籍民問題に関する抗議的陳情をうけており、後藤は中国官憲に日本の国籍法研究をすすめ、後日福州領事豊島捨松と協議すべきことを答えていた。豊島は籍民の取扱に関して中国人中、日本に帰化を望む者は「自家獲利ノ便宜ヲ謀ルモノカ、不正ノ所業者カ清國法網ヲ脱スル爲カノ二種ニ出ス、彼等ハ寸毫モ忠君愛國ノ觀念アルニ非スサレハ帝國ニ帰化スルモノハ何時ニテモ他外国ニ帰化シ、甚シキハ一人ニテ数ヶ國ノ國籍ヲ有スルモノ有之」といい、英国政府では濫りに清国人の帰化を許可せぬのに台湾では便宜の方法をとるので、当地（福州）にて不正の所業ある者が渡台し巧みに国籍を得て帰来するもの2,3名にとどまらず、これが中国地方官の知るところとなって感情問題となっている。目下福州には相当の財産を有する者で台湾に入籍を望む者は20数名を下らぬと思われる。これらの者を全部入籍させても日本にとっては何らの利益にならぬので、日中関係を阻害するような行為は厳に慎むべきである。新たに帰化

願い出の者があれば、実際に1897年5月時点で登録漏れであった者か、または有益無害の帰化人であるか慎重に調査の上、許可を定むべきであるとの意見書を提出した⁹⁾ [豊島1900:外機8]。

台湾籍民の問題はその後も福州領事館の中村(義)、高橋(橘太郎)領事と台湾総督府との間で、ことに1902年以来屢々論議され、嚴重取り締りが要請されていた。¹⁰⁾ 1905年11月6日、民政長官後藤新平は福州領事館に対し、登録台湾籍民の住所氏名通報方を依頼したことがあったが、さらに1908年2月24日にも長官代理大島久満次は、福州領事管内に登録居住している許孟鏞以下62名は、台湾に戸籍の記録なくあるいはかつて台湾に渡航の事実もないことを告げて、不正の手段によって本籍を詐称し登録をうけた者でないかとして、(1)在台中の年月日および居住した場所、(2)旅券を交付した署名者、下付年月日、番号、(3)在台中の知人および台湾に親戚関係者あれば、その姓名、(4)渡来の年月日などの具体的事実調査方を依頼してきた[民政長官代理 1908:民警245]。

台湾としては、兵馬恹恹、治安不良の際に作製された籍民の旅券を、台治漸く整わんと

8) これら中国人で、もっぱら日本国民たる特権利用を目的として国籍を獲得するものを特に、廈門籍民、福州籍民と呼んで正規の台湾籍民と区別していた。彼らは日・中両国籍の利益を享受していたが、状況の変化に応じて、何時でも中国人に復帰すべき可能性をもっていた[井出1937:24]。

9) このころ、兒玉源太郎は日本南進政策を完遂するために、はたまた台湾統治の実をあげるために、対岸経営の揺るがせにすべからざることを論じ、近年廈門の住民が台湾の統治を仰慕し帰化を乞うものが増大しているので「國籍法ノ外ニ臺灣歸化法ヲ設ケ、恰モ彼ノ英國ノ香港又ハ海峽殖民地ニ於ケル英國歸化法ト同一ノモノヲ規定スルコトノ必要ナルコト」[鶴見 1965:422]といい、福建人の台湾入籍問題を政策的視点から積極的に考究すべきことを述べて、出先外務官僚の考え方とはかなり異なった見解を示していることは注目しておいてよい。

10) 福州領事館と並んで、あるいはそれ以上に台湾籍民を多く擁していたはずの廈門領事館のこの時期の籍民に対する対応ぶりには、不思議とかはほとんどみられない。これあるいは林正子氏も指摘するごとく、領事上野專一の廈門時代(1896-1906)は彼の福州在勤時代ほどの台湾に対する関心を失っていた証査かもしれない。彼の籍民に対する見解はわずかに『台湾協会々報』42号に散見されるのみである[林 1979:49]。

した時点で、徐々に修正せんとし照会したものであるが、領事館側からすれば、その旅券を基に籍民たる資格を証明していたこととて、事は簡単にはすまされない。代理領事佐野一郎は同年3月7日付で大要次のごとく、ほとんど抗議的筆調で回答している[佐野 1908: 台18]。

1. 従来福州領事館では台湾総督府発給の旅券を唯一の証拠とし、これに貼付してある写真と対照して疑いのない者のみを籍民として登録している。また婦人、子供など家族を帯同している者は戸籍謄本を提出せしめ、確実な者のみを籍民として扱っている。
2. 照会者の大半は在籍なしというが、彼らの所持する旅券はいずれも台湾総督府発給の正当なものと認める。これらが在籍なしとすれば、従来台湾総督府の旅券発給の根拠は、如何なるものであるのか。
3. 翻って在留台湾籍民をみると真実の台湾籍民と認められるものは1~2割で、過半は純然たる福州人であり、台湾とはほとんど関係がない者である。去る1898年以来1903, 4年ごろまでに商業その他を理由にして渡台証明書を請求してきた者があったが、これらの者が1~2週間の間に旅券をもち台湾籍民として帰来している。あるいは無頼の徒、商業失敗者が官憲の手を逃れて台湾に渡り、数日ならずして台湾籍民として旅券を携帯して帰来している例もある。これは帰属決定の際の記載洩れとして入籍をしてもらったというが、事実は関係筋に若干の賄賂をして、甚しき場合は自己の写真を送り通信のみで旅券を不当に入手しているごとくである。
4. 噂であり真偽の保証はなし得ないが、1902, 3年ごろまでは5円くらいを出せば台湾籍は得られたが、その後10円となり、

現在では100円以上出さねば獲得困難と伝えられている。¹¹⁾

5. 福州には台湾籍民の団体として東瀛会館¹²⁾があり、首脳は今回照会のあった黄

- 11) 台湾籍民の旅券売買は福建で広範囲におこなわれていたらしく、1907年には台湾人の旅券売買の例証がいくつか報ぜられている[民政局 1907: 167-180]。さらに1912年10月在廈門の総督府嘱託松本義成は民政長官内田嘉吉に宛て、泉州府の官吏李增爵より台湾人旅券売買の事実あり、取り締り上困却する旨を告げられたため、調査したところ、取引はあたかも日本の株券売買のごとく盛大におこなわれている、その方法は秘密で、多くは仲介人を介し20円内外で集められたものが、2, 3倍の高値で転売されている、これがもし買い主の姓が券面記載と同じか、あるいは同年輩と符合すれば、値は百元、2百元と跳ねあがる、かくて旅券は甲から乙へ、乙から丙へと転売されていく、と報告している[松本(134) 1912]。1915年には、未遂であったが日本人を主謀者とする事件が発生している。1914年末、台北の弁護士長嶺茂、古江徹両名は事務員を使い、翌15年台湾で国勢調査のおこなわれるのを好機とし、台湾籍取得の希望者募集を施範其(初期の台湾公会々長、現評議員、南国公司買弁)に依頼した事件が起こった。謝金をひとり銀千円とし、百円を前納、成功の暁には2割を運動費として施に与える約束であった。しかし希望者陳如葵、林孟記、陳美和、邱競餘、黃卓庚、王茂郷、邱曾春らは前金を出すことを承諾しなかったため、成功謝金千円(円?)とし、長嶺弁護士はこれら中国人が籍民としての条件を具備していないのに虚偽の申告をして、1915年3, 4月の間に台北庁に願書を提出した。事件は領事館の探知するところとなり台籍の獲得は失敗したが、主謀者は日本人弁護士であり、関与者は籍民の有力者、日本人関係会社の買弁などであったため、関係筋に衝撃を与えた。結局籍民社会に与える影響を顧慮して、施には嚴重戒飾して将来を戒めるのみの処置にとどまっている[菊池 1915: 機密12; 外務大臣 1915: 機密10]。これを契機に弁護士出張所が取り締りの対象になる[民政部警察本署 1917(?): 55]。
- 12) 1900年5月、福州領事豊島捨松の勧諭で成立した台湾籍民の互助団体。初代会長は外務書記生井原直澄がたったごとく、外務官僚監督下に台湾人を掌握せんとしたものである。黄成章を協弁、林寿仁、王翔端、黄金流、呉少謙を幹事とし、南台河墘街に事務所を開いた。最初会員20名。1909年会則を変更して東瀛学堂長三屋大五郎が会長となり、さらに1915年、名を台湾公会と改め楊夢仕が会長となって、完全な台湾人の互助団体に発展した。会の主要業務は、台湾総督府援助下に学校の経営、会員の衛生管理、籍民の証明などであった[中村 1979: 168; 1980: 2-6]。

成章¹³⁾ (日本の勲六等をもつ), その他問い合わせの黄金流,¹⁴⁾ 王翔端(先年死亡)ら, 皆錚々たる商人50数名が会員である。彼らに対しては, 特に昨1907年10月30日, 府令 86 号の外国旅券規則改正につき, 1902年以前発給の旅券携帯者には期限内に査証をうけ犯則のないよう平素行政指導もしてきたので, いまさら急に在籍なしと否認的な照会のあるのはまことに遺憾千万である。以上の次第で, いちいち取り調べる必要はないと思われるので, 各人携帯の旅券面の要領を写して送付するゆえ, 左様了承願いたい, 云々 [天野 1909: 公61]。

台湾籍民の問題は, 台湾総督府, 華南領事館相互の重要案件として, 時に感情的とまでいえる往復公文の応酬となって現われた。1907年9月14日に至って廈門領事瀨川浅之進は台湾籍民の現状を縷々説明し, 本省の考え方を問い, 案件を如何に処理, 解決すべきかについて指示を求めた [瀨川 1907: 機密18]。

外務省としては夙に問題の重要性は認めていたごとくであるが, 事をあまり明確にせぬ方よしと考え, 従来は案件起これば各領事ごとに別個に適宜処理せしめていた。がここに至って解決に乗り出すことに決し, 福州, 汕頭, 広東, 上海など各領事館にも瀨川領事の報告書写しを送付し, 各管内における台湾籍民の状態を調査報告せしめることにした。

III 対岸における台湾籍民

ここで華南における台湾籍民の状態を, 各

- 13) 本籍, 台北大稻埕北門外後街58。質舗を経営していた紳商であった。
- 14) 本籍, 台北大加納堡艋舺慈市街40。1898年福州に渡来, 城内に質舗東来号, 城外南台に泰古興記洋行なる古鉄(船材)業を営む, 福州における台湾籍民古参者のひとりであった。北京語に通じていた。

領事館の報告に基づいて概観しておくのが便利であろう。

もっとも当時(1909-1910年)台湾籍民として直接問題になったのは福建省の廈門, 福州¹⁵⁾で, 広東省の汕頭, 広東はまだそれほど重大性をもたれていなかった。

汕頭の場合, 1911年現在で籍民の大多数は生地である奥地に居住し, 汕頭市には60名の居住者があるのみ, 潮汕鉄道¹⁶⁾に就業している者のほかは常に近県各地を往復し, 生活状態, 風俗習慣なども一般の潮汕人と異ならず, ただ本人が住民分限取扱のあった際, たまたま台湾に往来して籍民資格を得たのみで台湾には何らの不動産, 財産をもたず, 籍民としての権利は何らかの事あった際に行使したごとくであるが, 近年は籍民の効力薄らぎ, 彼らもその意識を閑却するに至ったごとくであるというありさまであった [内田 1911: 機密送114]。

また広東のごときは, さらに後年の1916年でも籍民数3家族を合わせても10名で, いずれも相当の資産あり, 正業に従事し, かつ独立自尊の念の厚い広東人の間には台湾籍を仮冒する者もなく, 廈門, 福州のごとき問題は

- 15) 当時廈門, 福州領事館に登録していた台湾籍民の職業別人口表は中村 [1980: 13, 表1]を参照。両地とも10年前の1900年室田義文の赴いた折には在留台湾人の数は少なく, 廈門には80余名, 資本総額75~76万円, もっともその中には厘金逃れの仮冒人が多い。福州はさらに少なくわずかに9名, 資産は6万2千円くらいと報ぜられた [台湾47 1900]。
- 16) 汕頭, 意溪間26.5マイルを運行する鉄道。南洋華僑張煜南(ジャワ, スマトラ), 謝栄光(ペナン), 吳理郷(香港), 林麗生(廈門, 台湾籍民)らが出資し, 1904年から工事を開始した。建設には日本の三五公司(愛久澤直哉)が請け負い, 日本人技師長設計の下に資材をいれ1905年11月竣工, 次いで1908年潮州, 意溪間も追認完工, 業務を開始したので, 従業員には日本人(含台湾籍民)が多かった。軌道は4呎8吋の広軌, 男女客は別車輛として混乗を許さぬ特色があった [外務省 1915: 7-9]。

なかった[赤塚 1916：機密16]。

当時厦門における台湾籍民登録者は251戸、主として雑貨、茶、銭莊、反物、金銀細工、穀物、煙草などの商業を営んでいたが、概して資本額は小さく1千元ないし8千元、取引額も年5千元ないし1万元というのが全体の7割を占めるといふありさまであった。彼らの多くは土着の中国人で郷里に若干の不動産を有し、中には20～30万元を有する者もあったが台湾にもつ者は少なく、彼らの実際上の本拠は台湾に非ずして厦門であった。営業組織も自身で単独経営の者もあったが、中国人と合同経営があり、純然たる名儀貸し（ひとりで数人に貸す例もあった）のほか、支店は一切中国人支配人に委すものが多かった。これは後述の税減免の特典があるので、中国人は名儀料を払い（当時1カ年2百円の相場という）外国商の招牌の下に営業に従事していたのであった[森 1910：機密5]。

福州の場合も登録台湾籍商約百戸は、材木、樟腦、綿布、海産物、雑貨、運送業などに従事していたが、資本額は2,3万ないし7,8万くらいのものであるが概して小規模のもの多く、経営形態も厦門の場合と同じく

1. 独力経営するもの 20戸内外。
2. 中国人と共同経営 合資組織にし、日本商名儀で某々洋行と称し、各種税金を免れ営業するもの、この種のものが1番多く30ないし40戸くらい、出資資本の割合は1：1が多いが、稀に1割、あるいは2割というものもある。
3. 名儀貸し 台湾籍民は出資せず、単に名儀のみ貸して各種税金、厘金などを免れているもの、約10戸くらい。この場合台湾籍民は月15ないし20元の名儀貸し料をうける。
4. 一時の名儀貸し 3のごとく常時名儀を貸すのではなく、中国商が地方官憲から不当の課税または処分を受けた際、

あるいは係争事件などの場合勝訴の見込み薄い時、巧言をもって籍民関係の事件であると詐称して領事館に申告、成功の上は少なからず報酬をうけるもの、ただしこれは近年減少していた[岩村 1909：公61附]。

上述のごとく中国商は台湾籍民を仮冒し、あるいはまた籍民と共同または名儀を借りて商業を営まんとしたが、その理由の最大なものは台湾籍民が日本人としての特権に均霑せんとしたことにある。当時台湾籍民は、内地税は開港地の厘金を免ぜられ、抵代税（子口税、定額は従価2分5厘）を払うのみで、一切の苛税、人頭税を払う必要はなかった。¹⁷⁾ いうまでもなく厘金は清末に創設された内国関税の一種で、太平天国乱後膨大な軍費支出に悩んだ政府が、従来の常関の課税範囲外の商品に賦課したものであった。福建省の場合咸豊7（1857）年から開始され、当時67の厘金局があって福建通商百貨行商厘金章程によって商品に賦課し、定額は92万2千5両と定められ（実収は80万両内外）、省収入の最大を占めていた。このうち福州市内では水亭厘金総局（収入定額17万8,920両）を主とし、その他上渡、洲頭、新橋などに分局があり、また万寿橋には閩安関と称する落地税関があった。税率は一様でなかったが、概ね商品価格の4～5%、落地税の場合は同じく1%以下が課されていた。この場合台湾籍民は、条約上の特権によって無税で通関できたので、籍民中取引の大なる者は年間2～3千円、小なる者でも数百円を免れることができたという。厘金局としては年額4～5万両の減収となったというから、仮冒台湾人の摘発には鋭意努力したわけであった。台湾籍商は輸出入商品1件につき50銭の手数料を領事館に払って

17) その他台湾籍民の負担すべきものに、地租、警察費（厦門の場合、月1～6元）、清街費があった。

三联単, 子口単¹⁸⁾ を得る仕組みであった(毎月2百~3百件)。市内販売の際は手数料なしで認証を得ていた(毎月2百件)[同上文書]。

廈門の場合も籍商は抵代税としての三联単(年約70), 子口単(籍商が直接厘金局に願い出るため実状不明)を使用するが, 厘金総局(4分局あり)では税収の減少を恐れて, 多量の貨物を輸入する者がある時は輸入者と談合し, 数量を少数に見積って抵代税以下の少額厘金を課すよう工作していたという[森 1910: 機密5]。いずれにしても, 籍民であれば少額納金で営業をなし得る便益があったわけである。

このような経済上の利点のみならず, 台湾籍民は身体財産に関して領事裁判権の下に保護されているので, 訴えがなされても自国法により審問されるので, そのために特に多額の費用を要することがない。これが中国人であると, 逮捕されれば上は地方官から下は胥吏獄卒に至るまで若干の賄賂をして裁判を有利にせねばならぬので, 莫大な費用を要する。現在は籍民が訴えられると領事に願い出て照会を乞うとともに, 中国官憲にも賄して適宜の処分を願うのが普通である。かつては, 中国官憲は種々の口実を設け籍民を逮捕したことがあったが, 外交問題にまで発展し, 日本側の抗議で解放され, 該地方官はその後上級官庁から叱責され, 革職に追い込まれたこともあり, 滋擾を恐れて地方官はできるだけ穏便に扱わんとする傾向が出てきた。これが民事事件になると籍民提訴者(原告)は保証人連署, 2通の漢文訴状のほか, 訳文を添えて領事館に提出, 領事館が審理の上正当と認め

たものを中国官庁に照会する。廈門の場合, 平均毎日1通あり, 領事館は手不足でなかなか処理できなかった。裁判ともなれば多額の費用を要することとて, できるだけ係争事件にならぬよう下工作をするので, 案件は実際はこれ以上にあることと思われる。これが中国人提訴(原告)の場合であると, 地方官には多額の金を賄し, 領事館に訴えるにも手続不案内, その上弁護士に依頼すれば多額の費用を要するので, 多くの場合台湾籍民とは係争せぬという傾向があるといわれていた。

かくて台湾籍民たることは1. 諸種免税による営業の安泰, 2. 資産家は日本領事館保護の下に一家の安全を衛り, 場合によっては籍民たることを利用し不当の利益を享受することもでき, また民事刑事の係争の際にも多大の便益をうけることとなった。

1909年ごろになると台湾籍民たることを仮冒する者も激増した。当初, 領事館では台湾総督府の発給した旅券をもって国籍を証明する唯一の証憑とし居留民名簿に登録し, 爾後日本国民として保護したので, 福州では3百の籍民(1909年)中, 真の台湾人は3分の1の百名, 他の3分の2は不正手段によって台湾籍を得たものと想像されていた[岩村 1909: 公61附]。この状況は廈門も同様で, 1907年9月報告では正当籍民は住民の1割たらず[瀬川 1907: 機密18](6月の調査では籍民の戸数240, 人口1,300とある)。また同年3月台湾で戸籍整理後発給された旅券を所持した者で1908年2月領事館に登録した台湾籍民でも, その後の総督府調査で不正入手の疑いありと照会された者が3百余名あったという[森 1910: 機密5]。もちろんこれが全部不正者であったわけではないが, 少なくとも相当数の不正者があったことは否定できない。

台湾総督府並びに華南領事館は大々的に仮冒者の整理をせねばならなくなったわけである。

18) 土貨を搬出の場合の三联単, 洋貨搬入の場合の子口単の扱いに関しては臨時台湾旧慣調査会[1905: 673-675] 参照。福建の厘金に関しては井出[1932: 129-135; 1934: 125-130] 参照。悪徳籍民の中にはひとりで10枚, 20枚の三联単を得, 中国商に売るものもあった[瀬川 1907: 機密18]。

Ⅳ 東南アジアにおける台湾籍民

華南、特に福建における台湾籍民の取扱が問題になり出したころ、東南アジアでもわずかながら論議されている。もっとも最初是在留する籍民の数も少なく、日本公館も各所に開設されていなかったのもので、表面的に取りあげられることはなかった。

ところが1908年10月、日本人井上尚なるものが台湾人孫元堂、孫江水を伴いスマトラ東海岸バガン・シ・アピ・アピに日本語学校を開設¹⁹⁾ せんとして渡航、土地の官憲は取り調べと称してシンガポール領事館発給の旅券を取りあげ返還せぬ事件、また頼慶富、劉元なる台湾人が商用のため同領事館発給の旅券をもちスラバヤに至り、内地旅行券の交付を申請したのに拒絶され、劉のごときは罰金を課せられる事件が起こった〔鈴木 1908：機密10；染谷 1909：公信27〕。折から日蘭間には領事に関する条約が結ばれ（1908）、日本は最恵国待遇を得て蘭領インドに領事館を開設することになり、1909年3月、染谷成章が領事としてバタヴィア（ジャカルタ）に着任した。既に同様な幾つかの不当取扱事件が届け出られていたので、彼は公館最初の仕事として台

湾籍民取扱の問題と取り組んだのである。当時日本領事館に登録した台湾人はスラバヤ方面にわずか30名くらいであったが、彼は蘭領インドの官憲と交渉して台湾籍民も日本人と同様、領内の居住、通行の自由を認めしめようとした。時を同じくして東京の在日オランダ公使館は本国からの訓令により、台湾人の国籍関係を問い合わせてきた（4月27日）。内務省は関係法令を示し、日本国籍のある旨を回答した〔内務次官 1909：書甲10〕ので、オランダとの交渉は急速に進捗したものと思われる。当時取り決められたことは、台湾人に限り蘭領インドに入国の際は、戸籍謄本のほか、台湾駐在オランダ領事の査証を求め、また目的地以外の地に至らんとする者は、予め新旅券に変更の上、同じく領事の査証をうけて渡航することが要求された〔染谷 1909：公信15〕。このように台湾人が、日本人とは別の嚴重な査証を要求されたことは、東インド在住中国人（ババ・チナ、僑生）統御上の点からとみられた。かくて査証のない旅券を所持する台湾人は、近くの新加ポールまで赴き、改めてオランダ領事の査証を得なければならなかった〔染谷 1909：機密6〕。外務省は総督府に要旨を通告したが〔外務次官 1909：送126〕、台湾では戸籍謄本なきため戸籍調査の抄本をもってこれに代用することとし、オランダ領事の査証をうけた普通旅券とともに携行せしめることにし、その旨を告示79号をもって公示した〔大島 1909：民総2734〕。しかしオランダ領事の査証は翌10年11月6日には不要と改められている（府報）。

蘭領インドにおける台湾籍民の取扱問題は法的には解決した。爾後東南アジア他地域で同種類法の法的問題が起こった場合には、これを参考にして処理されるようになる。ひと

19) バガン・シ・アピ・アピには福建人多く居住し、塩田借地を基礎に保存に必要な塩の安価入手が可能で、早くから蝦漁を中心とする漁業が営まれていた〔満鉄東亜経済調査局 1940：292-293〕。明治末年帰化台湾人孫某が村民の希望でこの地に学校を設け、約百名の生徒に日本語を授けていたというが、未公認のため地方官憲の干渉で閉鎖を命ぜられた。のち住民有志は再開を志し、井上に相談し、1909年10月同人ら一行渡航の際は宿舍、食糧を提供し開校のための尽力をした。しかし今回も根回し的な予備交渉を欠いたため官憲の許すところとならず、井上らは空しくシンガポールに引きあげの止むなきに至った〔鈴木 1908：機密10〕。

つの解決の前例ができたといっただけだ。²⁰⁾

だが問題が完全に解消したわけではない。元来スラバヤ在住の台湾人は多くが30年、40年と在留し、その間1度も帰島したことがなく、日常生活は古くから蘭領インドに居住するババ・チナと同様であった。ババが中国人として、法的に経済的に、多くの制約があるのに反し、一見ババと異なるところのない台湾人が日本人としての特権をもつようになったことは、統治者の立場からすれば問題である。英、仏の植民地では、その国の籍を取得した中国人がその地を離れば籍民として資格を失うので、オランダもこれら英、仏籍民が東インドに來住すれば中国人として扱っていた。しかるに台湾人は日本人として別扱いである。機をみて台湾人もこれら英、仏籍民と同じ扱いにされることがないとはいえぬ。日本側当局者は危惧の念で眺めていたことも事実である〔染谷 1909: 機密4〕。

一方また中国人社会にも変化がみられ出した。台湾人が日本人としての特権を享受するようになると、渡来者の増加がみられるようになった。これら新來の台湾人は、これまた言語、挙動、服装に至るまで中国人と同様、しかも多くは中国商の家に寄食しているのに、日本人としての待遇である。永年東インドに居住してオランダに同化、相当の学識、資力のある中国人でも東インド総督の特許がなけ

れば歐人待遇は得られない。加うるに中国では、自国民の他国への帰化を許さないもので、かつてババ・チナは日本籍を得ようと工作したことがあり、この間にあって悪徳日本人は帰化を世話すると称し2百ギルダー、少なくとも40～50ギルダーを詐取したケースがあった。しかも日本の帰化法は嚴重で成功せずとみるや日本人に入夫したり、あるいは台湾の故旧に連絡して台湾籍を得んとし、中には既に成功したものもあると伝えられた〔同上文書〕。日本領事館が開かれ、台湾人も日本人同様の扱いをされるようになると、中国人はオランダ政府に迫って、彼らは何ら台湾人と異なるものでないことを愁えて改善を要求、中国政府また国籍問題を討議して迂余曲折、遂に領事館を開いて日本と同じ領事協定を結ぶのに成功(1911年5月)、ババ・チナの待遇問題は解決した〔滿鉄東亜經濟調査局 1940: 143-149〕。從來日本人の歐人並み権利の獲得が在留中国人を刺激して、彼らも同様の権利を獲得するに至ったことが伝えられているが、実はその中でも台湾人の存在が中国人に大きな刺激を与えたことをこの際特に指摘しておきたい。

V 籍民取扱の確定

日本政府は増加しきった假冒籍民を整理せんと考えたが、旅券発給後10数年を経過した時点での調査識別は困難が伴い、たとえ不正を究明²¹⁾し得たとしても既に永年、台湾籍民として領事館で認め、中国官憲に表明していた者をいまさら台湾人に非ずと否認することは、政府の威信上できがたい問題もある。心情からいっても、台湾籍民の漢民族としての

20) 1914年8月サイゴン領事は、余宗芸、郭阿椏の兩名が台湾總督府発給の旅券を有するが正当に日本国籍の証明書をもたぬとして、果たして正當な台湾籍民なりやと照会してきた(不正)。さらに翌15年3月にも林籃の籍民事件が起こっている。この場合インドシナ側では、中国人がアジア人に課せられる税を免れるため日本人を詐称する例があるため、日本外務省を経由台湾に照会、回答のあるまで当人を移民局に中国人同様の扱いで拘留するというありさまであった。日本領事館では、台湾人は今後旅券中に本人国籍獲得の時日、並びにその原因を明記せしめるか、あるいは国籍登録証を携帯せしめるかにしたいとしている〔成島 1915〕。

21) 福州領事館では台湾總督府との公文往復の結果、正式な旅券所持者の中に50余名の不正所持者を発見した。かかることは廈門領事館管内も同様という〔天野 1909: 公93〕。

風俗習慣は急速に改変できぬが、既に中国人と別個の社会を形成し、経費を捻出して籍民の団体（東瀛会館——注12）参照——、台湾公会²²⁾）を維持し、積極的に学校などを設けて子弟を日本的に教育せんとし（注24）参照）、また軍事公債などに応募²³⁾）して忠良な臣民たらんことを期しつつある。福州領事天野恭太郎は、この際解決策として、台湾総督府と厦門領事館相互間でできた素案を基礎に、

1. 台湾に本籍のないのに在留地領事館に籍民として登録されている者は、たとえ不正手段で旅券を入手した者でも、領事館で除籍し難い事情のある場合は、本人の素行良好で日本に忠誠を誓い真に日本人たることを望む旨を誓約確認の上、本籍地に新たに戸籍を作成入籍させ、旅券の発給をする。領事館で除籍に異議のない者は旅券を発給せず、除籍する。
2. 平素の行動不明、一定の職業なく、召喚にも応ぜず、日本国籍を与えることは不適と認めた者は除籍の上、総督府と本人に通知、申し渡しする。
3. 妻子の入籍問題は、本人が有資格者な

- 22) 1906年9月厦門在住の台湾籍民施範其、股雪圃らは布袋街の芳記洋行を仮事務所に、籍民相互の親睦、公益をはかる目的で台湾公会の設立を願い出た。当時籍民は2百数十戸、多くは小規模の商人で、その間に混じって、多数の仮冒人ありとみられていた。領事館では設立の目的に功利的意図があるとみて、時期尚早として簡単には公認しなかった。あるいは福州のごとく日本人指導下の会の成立を期待していたのかもしれない[台湾90 1900]。しかし翌1907年春領事瀨川浅之進が赴任するや、折から台湾から来た『全閩新日報』の江保生に命じて章程の修正をなさしめ、5月に至って設立が公認された（会長施範其、副会長股雪圃、評議員13名）。会の主要業務は籍民の登録その他に便宜をはかるほか、台湾総督府援助下に旭瀛書院の経営、会員の衛生管理などが含まれていた[中村 1980 : 1]。
- 23) 日露戦争の際対岸の台湾籍民にも軍事公債に応募する者あり、厦門の施範其のごときは1万円を応募している。

れば台湾籍を与えてもよいと思われるが、いま福州在留籍民を240名とし、妻子を2名とすれば全員で1千名くらいとなる。華南の籍民を2千名とすれば、全体で1万名にもなり、取り締りには注意を要すると思われるので、不良籍民を淘汰したあとに妻子問題を審議する。またこの処置は急激にやれば疑惑をもたれるので、徐々にかつ慎重におこなうべきである。

とした[天野 1909 : 公93]。

天野はまたさらに筆を進めて、善良な籍民を積極的に忠良な臣民に改造すべき方図を述べ、それは教育によるべく、現在台湾総督府が教員を派遣している東瀛学堂²⁴⁾）は有効な成績をあげているので、これを拡張して籍民子弟を強制的に入学せしめ、年長者には夜学を設けて日本語を学習せしめ、事情の許す限り中国人も入学を許可すれば親善の実をあげることにもなるとした。さらに台湾人の同郷団体たる東瀛会館に積極的に入会せしめ、東瀛学堂教師その他有識者を招いて講話会を催し日本の教育を施して同化政策をおこなう。台湾籍民が増加すれば現在の領事館警察では取り締り不可能なので、台湾語（漳泉語を指す）のできる、台湾で訓練をうけた本島人巡査補1、2名を採用することが望ましい。かくて従来とかく厄介視していた名義上の籍民を忠良な日本帝国の臣民となし、将来帝国発展の一助となすべきである、台湾総督府と協議ありたいと稟請した[同上文書]。

この稟請をうけた外務省は、籍民問題を至急解決する必要に迫られ、2月から6月の間台湾総督府とも数次にわたって協議をとげ、

- 24) 1908年福州の台湾籍民が、子弟のため日本語および台湾公学校程度の普通学を授けるべく設立した教育機関。台湾総督府は教員を派遣してこれを援助した。厦門にも同じく台湾公会によって旭瀛書院が設立された[中村 1979 : 160-170 ; 同 1980 : 1-19]。

一応次のごとき籍民取扱の案を作りあげた。

一 台湾人トシテ領事館ニ登録セラレ居ルモ台湾ニ本籍ヲ有セサル者ニシテ従来領事館ニ於テ台湾人タルコトヲ公認シ今更之ヲ否認シ難ク且本人ノ品行、技能、資産其他諸般ノ状況ニ鑑ミ我國籍ヲ有セシメ差支ナシト認ムルモノハ台湾ニ渡航セシメ台湾總督府ニ於テ新ニ籍ヲ作りテ更ニ旅券ヲ下附スルコト

二 台湾人トシテ領事館ニ登録セラレ居ルモ台湾ニ本籍ヲ有セサル者ニシテ本人ノ品行、技能、資産其他諸般ノ状況ニ鑑ミ我國籍ヲ有セシムルヲ有害ナリト認メタルモノハ領事館ニ於テ旅券ヲ引上ケ登録ヲ取消シタル上其旨ヲ台湾總督府ニ通報シ同府ニ於テハ再ヒ旅券ヲ下附セサルコト

三 台湾人トシテ領事館ニ登録セラレ且ツ台湾ニ本籍ヲ有スルモノニシテ本人ノ品行、技能、資産其他諸般ノ状況ニ鑑ミ我國籍ヲ有セシムルヲ有害ト認メ且日本人タルコトヲ否定スルモ支障ナキモノハ領事館ヨリ台湾總督府ニ之カ除籍ヲ照會シ除籍ノ通報ヲ得タル上旅券ヲ引上ケ登録ヲ取消スコト

四 左記ノ者ハ支障ナキ限り入籍セシムルコト但シ國籍法ニ依リ当然日本人タルモノハ取捨ノ限ニ在ラス

台湾人カ台湾籍ヲ取得シタル当時ヨリノ妻及其当時未成年者タリシ子並此等ノ者ノ子

台湾人カ台湾籍ヲ取得シタル後國籍法施行迄ノ間ニ於テ婚姻シタル妻及右妻ノ子 [外務大臣 1910: 機密送18]。

よって外務省はまず1910年12月2日福州領事高洲太助に対し [同上文書]、つづいて12月6日には廈門領事菊池義郎および汕頭領事徳丸作藏に対し [外務大臣 1910: 機密送16]、該案は各管内の実状に照らし、果たして実行可能なりや否や、さらに実施の得失に関する

意見を聴取した。これに対し徳丸汕頭領事 [徳丸 1911: 機密1]、菊池廈門領事 [菊池 1911: 機密3] はいずれも即時実行差支えなしと返信、高洲福州領事も、妻子入籍の問題は後日に残すべき旨の留保を付して原案に賛成した [高洲 1911: 機密4]。よって外務大臣は在清伊集院 (彦吉) 公使に状況を伝え、意見の有無を照会 [外務大臣 1911: 送32]、公使よりも異議なしと返電があり (6月21日)、さらに最終的に台湾總督府にも通告 [外務次臣 1911: 機密送102]、了承を得て [内田 1911: 民内4474]、ここにこの取扱案は実施に移されることになった。

外務省は福州、廈門、汕頭各領事に訓令を発し1911年10月末までに審議を要すべき関係者の姓名、住所、品行、技能、資産その他参考となるべき事項を取り調べた名簿の作成を命じ、完了の上は台湾總督府、外務省より同時に派遣された吏員と現地領事三者の間で協議の上、名簿の検討をおこなわせることにした。各地の領事館は積極的に作業を進め、廈門は同年9月18日、福州は同10月5日、名簿の作成を完了した。汕頭は事務延引していたが、10月末までに完了の見込みと報ぜられた。

かくて外務省よりは参事官木村鋭市、台湾總督府よりは警務局警視加福豊次を派遣、両名は11月台湾で落ち合い渡華、各地の領事と会同の上、籍民の取捨、本籍地の設定、削除をなすことになり、三者協議して名簿の確定をおこない、木村は1912年2月帰国した。²⁵⁾

25) その後の処置としては、台湾總督府は除籍者の台湾における財産の有無を調査し、財産ある場合は除籍の撤回をなす、再調査者の結果を領事館に報告し、必要な場合は原簿の訂正をおこなうことが定められた。しかしこのような結果を公表することは、紛擾弊害を惹起する恐れがあるため、除籍者または登録抹消者が、出頭または交渉事件のある時個々に宣明することにし、一般には公表せぬことにした。さらに在籍、または新来者の家族の入籍は今後各領事館で調査の上、直系尊属者、配偶者に限り、各関係本人の意志を参酌して入籍の方法をとることなどが定められた [木村 1912]。

当時報告された台湾籍民の登録数は次のごとくであった。

	1907年3月 調 べ	1911年10月末 調 べ ²⁶⁾
福州	297	361 (确实と認むべき在籍32を含む)
厦門	1,909	1,016
汕頭	288 ²⁷⁾	152

このうち福州領事館管内籍民数は不明確であるが、翌1912年12月28日現在の報告では277とある。登録者をいちいち厳重にチェックして取り調べた結果、厦門など確定籍民数の激減が認められるのである。

VI いわゆる「台匪」の発生

1911年末、外務省、台湾総督府、現地領事館三者合議の上作成された台湾籍民台帳によって対岸在留台湾人の身分は確認され、また台湾に対する彼らの意識も、その自治機関たる台湾公会（厦門）、東瀛会館（福州）などを通して強化されていった。が間もなく在留台湾人の内容に大きな変化が現われていることが確認され出した。

時あたかも第1次世界大戦を迎え、アジアにおける政治経済の変化は、日本にいわゆる大正南進期を迎えさせていた。この状況を反映して台湾総督府も積極的に「南支・南洋策」を打ち出すが、この期に乗じて対岸にも台湾人（本島人）一旗組の進出が顕著になってきた。1916年ごろになると便船ごとに多くの台湾人が渡航し、その大部分は無資産、無教育のものであると伝えられた。特に厦門の

場合は、台湾人の多くがいわゆる福老（漳州・泉州出身者を含む漳泉語を話す人々）で、厦門人と言語、風習などが同一であるため、福州、汕頭に比して渡来する者も圧倒的に多く、そのほとんどが無旅券で（約6,7割）、日本内地から上海を経由してくるものであった。シナジャンクを利用するものは思いのほか少なく1割に満たず、その第3は台湾・厦門間の定期航路大阪商船を利用し下級船員に贈賄してその船室に隠れ、あるいは該船員の手伝いとして乗船、密航をはかるもの（3,4割）であった〔菊池 1916：機密39〕。

厦門は常に台湾における抗日、独立運動の徒の策源地であったがゆえに、1912年の林杞埔事件、1912-1913年の苗栗（羅福星）事件、1914年の西来庵（余清芳、江定、羅俊）事件、さらには1915年台湾共進会開催に出席の閑院宮夫妻警護のため、総督府警察は厳重な監視体制をしいて彼らを台湾から閉出したので厦門方面に逃散する者が激増した。かくて1916年、厦門には約1,900の台湾籍民、うち1,700²⁸⁾は旅券を有するが、2百は無旅券渡来者といわれていた。もっとも有旅券者の大半は台湾における基礎薄弱で、かの地に1回も赴いたことのない者もあり、旅券をもち渡来してきた籍民とは異なる存在であった。旅券なくとも密航してきた無頼籍民が、真の台湾からの渡来者であるという奇妙な現象も現われていた。無籍者は前記のごとく政治的逃亡者（匪徒刑罰犯）か、官吏抗命、破廉恥罪犯などで、いずれも逃避の目的で潜入した者なので、正確な実態はつかむべくもない。彼らの大半は正業に就くわけではなく、多くは阿片煙館（当時厦門市中には台湾籍の煙館2百ないし4百軒、ひとりで数軒を経営、

26) 『民政事務成績提要』17（1911年度）に報ぜられた本島人数は厦門972（9月末日調べ）、福州339（10月13日調べ）、汕頭188（10月14日調べ）、広東7（10月13日調べ）とある〔民政局 1912：70-71〕。

27) 日本人（内地人）を加えた数らしく、別に汕頭領事館管内事情報告によれば111とある〔外務省 1922：116〕。

28) 1916年6月末における華南領事館の登録台湾籍民数は、厦門210戸、1,779名（男1,100、女679）、福州91戸、609名（男447、女162）、汕頭22戸、146名（男108、女38）、広東0戸、10名（男4、女6）であった〔外務次官 1916：機密送141〕。

あるいは数軒に名儀貸しをしていたものがあった)、賭博場を経営、もしくはその寄食者、または中国商に名儀貸しをなし、その他恐喝と強奪を常習とする無頼の徒、いわゆる「台匪」として良民から蛇蝎視される存在となった[同上文書]。

元来廈門付近漳泉の地は、排他性の強い閉鎖的孤立村落が多く、民情強悍なところとして清朝以来屢々部落民が武器をとって戦う械闘²⁹⁾多発の地として有名であった。これら地方の無頼の徒は哥老会など秘密結社ともむすびついたが、台湾人無頼者もこの一団に加わった。最初はグループの一員に過ぎなかったが、辛亥革命の過程において会党に属した廈門無頼漢が動員され変貌をとげたため、台湾人無頼漢は廈門暗黒界の領袖として頭角を現わすようになった。特に動乱期治安の悪化に乗じて、暗黒界は台湾人の独占と称しても可なる状態となり、後年になると中国人の諸種の犯罪もこれに仮託され、台湾人いわゆる台匪の犯行のごとくいわれるようになった。中国人も台匪を仮冒するようになったが、これが推定2百、無籍台湾人を加えれば廈門の台匪³⁰⁾は優に4百を数えるであろうと推定

された。

これら台匪たちは、表に台湾籍民たることを示す門牌を掲げて、恐喝、略取、不法監禁、誘拐などの悪行をなし、その数1916年3月から5月の間に少なくとも百件を数え、誘拐の場合少なきは3百円多きは5千円を強要略取したという。中国人は後難を恐れて敢えて官憲に通報せず、4～5月ごろには富家、殊に錢莊は門を閉し、ために市況は沈滞を極めた。

廈門領事館としては取り締りに腐心したが、

1. 無旅券台匪と現地人(假冒)台匪との識別困難。
2. 多くは台湾で問題を起こした徒輩なので、領事館には在留届など連絡せず。
3. 台湾籍民は通常二、三の別名を有し、中には台湾人としての姓名と、中国人としての姓名を使い分けるものがあり、識別、比定に困難がある。
4. 彼らの人物写真を入手することは絶望的なので、犯罪捜索の際、人定審問は困難である。
5. 台湾人無頼の徒が中国人不逞の輩と合作して横行するだけでなく、中国人が台湾人を假冒、門牌を目のつかぬ内側個所に掲げるので、領事館は無頼の徒を識別できず、振り回されている。
6. 廈門は水路数時間で漳州、泉州、同安、石碼の諸地に連絡可能、特に石碼は開埠地でない奥地なので取り締りは困難である。
7. 一般民は官憲の保護も期待できないので、台匪の復讐を恐れ、身体、財産に関する重大犯罪でも、領事館に通報してこない。
8. 領事館警察は手薄、廈門語のできる密偵を雇傭しようにも費用はなく、取り締りの実をあげることは困難である。台湾総督府に依頼し廈門語のできる警察官

29) 分類械闘ともいう。清朝の事例は北村[1950: 64-77]、台湾については伊能[1928: 929-953]、並びに仁井田[1952: 357-394]など参照。

30) 台匪も台湾の台北幫と台南幫、台北幫もさらに艋舺(新店溪の東岸、市の西部)幫と大稻埕(淡水河東岸、市の北西部)幫に分化してくる。もともと漳州泉州は同一方言、気質も大体同じであるが、台北では咸豊3(1853)年以来数次の漳泉幫の械闘があり、艋舺住人(漳州人と泉州人の一部)と大稻埕住人(泉州同安県人多し)とは反りが合わなかった。台南の場合、最初は漳州人が移住してきたが、のちには泉州人が増加して、ところを易えるに至る。廈門の中国人無頼の徒は、呉、紀、陳三大姓を背景に(族幫)暴力団を結成し、多くの場合、常に台湾派とは睨み合って、勢力を拮抗し合っていた。しかし一朝、廈門に動乱兵火の発生するとき不合法をなす絶好の機会が来れば、両者妥協して互いに同一行動をとることもあり得ると畏怖されていた[矢田部 1918: 機密56]。

（台湾人）を用いるにしても、管理に気をつけねば汚職の弊に陥る恐れあり、通訳を用いる場合また同様である [同上文書]。

問題は山積し、隘路はあったが、菊池領事は1916年5月、外務大臣に対し廈門の台湾籍無頼の徒が台湾公館なる団体を結成、暴行を恣にし、中国官憲より逮捕を要請されているゆえ、台湾より密偵および少なくとも10名の警察官を借用、隠密裡に派遣方を総督府に交渉、至急14日の船便で渡航せしめるよう要請した [菊池 1916：電35]。その後台匪は多少逃散し、2百～3百の烏合の衆なので密偵1名、応援5名に改められ、警察官は台湾から極秘裡に派遣されてきた（5月末）。遺憾ながら手入れの結果は定かでない。しかし屢々例にみるごとく、一時は多少の効果をあげたかにみえても、犯人の多くは風を食らって逃走し、熱さめると再びまた古巣に帰来して昔日の暴行を繰り返すような、全体としては実のあがらぬ行為の連続であったと思える。

このころ福州領事館でも事態は同様であった。在住台湾籍民6百名中、正業者はわずかに1～2割に過ぎず、他は阿片煙館（台湾籍のもの約90軒）、名義貸しなど不良商か、あるいは一定の職業と資産をもたぬ無頼の徒で、良民を強迫し、あるいは中国無頼の徒と共謀して不法を働き、そのつど中国官憲と不快な摩擦を惹起していた。1916年8月ごろには便船ごとに20～30名の無頼漢が乗船しており、特に5、6月末の廈門手入れ後、不良の徒は多数福州に逃亡してきた。彼らは領事館警察の非力を侮り、一時の手入れが過ぎると再び悪行を繰り返し、逮捕しても獄舎は狭く収容不可能なので、説諭の上放免するというありさまであった。領事館は不良籍民を制する一案として、渡来商人には一定の教育、資金の携帯（ひとり3百元）を、一時滞留者は期間中の旅費携帯を条件とし、その他嚴重な渡来

制限策を考えた。さらに総督府が従来、旅券下付者の氏名を、数十名も一括して1カ月後に通報していたのを、今後は船便ごとに、できれば本人渡来前に電報その他で通報し、上陸前の水際作戦で不良籍民の入国を阻止せんことを要望した [斉藤 1916：機密31]。

さらにまた在留民の取り締りとしては、福州の無頼漢が弱体の中国警察を強迫して悪行を重ねつつある現状下で、領事館警察が検挙に手を尽くしても獄舎は狭く、軽犯は短期拘留、やや重く改悛の見込みのない者は台湾に送還の手続をとっている。しかも実効を伴わぬので領事館警察を10数名に増員し、20～30名を収容しうる獄舎の建造を要望したが、定員増は漸くひとりが認められ、獄舎の方は予算関係で小規模のものも認められなかった。よってこの際台湾総督府に依頼して総督府経費で処理し、検挙犯人も拘留罰金は現地限りにし、旧刑法の軽犯の場合は領事館で裁判に付した上、台湾に護送し同地で服役せしめるなどの意見を付して稟請した [同上文書]。

本省では籍民取り締りを日本の自主的処置でなすべき旨を命じ、獄舎などは領事館地下室一部を改造する考えであったが [外務大臣 1916：電送2708]、その後さらに省政府禁煙局指揮下にある半官半民の反阿片運動機関「玄毒社」の長林財政司長から台湾籍民経営の阿片煙館90軒の手入れに関し、巡查1名を玄毒社階上に常置することの協力を申し込まれた。この阿片煙館の大部分は城内および城内に近い南台各地に散在し、領事館から同地に至るには是非閩江に架した2個の橋梁を通過するか、渡船を利用せねばならず、煙館経営者はスパイを橋上あるいは渡船場に常置していて、警察の手入れの際には素早く通報するため、数次の検挙も何ら効果をあげることができなかった。これら煙館が台湾人名義になっているため、中国官憲は自国民の煙館に出入りし喫煙を認めつつも、これを捕えること

ができない。かくて台湾籍民は公然と煙館を開くので、地方民の台湾人に対する憎悪心を増大させ、ひいては日本領事館を非難するありさまであった。

林財政司長はかの有名な林則徐の嫡孫として当地第一流の名門出身者で、官界の勢力はもちろん、民間の輿望も大なる人物であり、先年の対日ボイコットの際には率先鎮撫に尽くし日貨抵制が下火になった実力者として日本領事館では彼に協力、歓心を買うことは絶対に必要と考えていた。しかも領事館としては、今後少なくとも毎月50名の割で増加を見込まれる現在6百の籍民の取り締りに、僅々数名（3名）の警察官では如何ともすることができず、林司長の要望もさることながら、領事館としても籍民管理上絶対に必要なので、先の1名定員増のほかさらに1名の増員を要請した[斉藤 1916: 公95]。

そして一方、外務省の許可を得て台湾総督府より大戸警部引率の巡查12名の応援を得、領事館警察徳山警部らと協力し、1916年7月16日夜半、不良籍民を急襲し、無旅券無頼漢と認むべき者4、旅券を有するが在留届をせぬ者4、総督府発行喫煙許可証所持者3、阿片煙館現場に居合わせた者9、中国人阿片癮者20、計40、ほかに煙証数十件を発見、中国籍の者は中国警察に引き渡し、台湾籍民は領事館留置場に拘留した。さらに20日未明にも他所の手入れをおこない、不良籍民と認むべきもの7、中国人阿片癮者7を捕え、前回同様の処置をした。今回の手入れに際してはかつてから慎重に注意を払い、犯人に気づかれぬよう努力したが、たまたま警官一行と同船の台湾人の中に顔見知りの者があり、多くは素早く姿を隠して捕えることができず、今回も手入れは完全に成功とはいえなかった。しかし領事館側の強い姿勢に、最初は反抗的態度に出た不良籍民も徐々に姿を消し、市民からは感謝されるに至った。総督府警官は暫時

滞留の2名を残し、間もなく台湾に引きあげた[斉藤 1916: 公102]。福建督府兼省長李厚基は、台湾総督府の警官派遣により台匪30名逮捕に対し、感謝の意を表明している[民政局 1917: 67]。

Ⅶ 領事打合会議の開催

華南領事館では増大する台湾籍民の取り締りのため、領事館警察では不足なので、台湾総督府の警察官を臨時に借用し、前記のごとく厦門、福州不良籍民の掃討をはかった。

しかし不良籍民を一時的に取り締めても、非力な領事館警察では永続的な効果を期待することはできない。外務省は、言語、風習などにわたり、華南の実状に通じた警察官を保有する台湾総督府の警官を、外務省の兼任警官として挙用し華南に派遣することを考えた。台湾籍民の問題を、直接自らの問題として重大な関心を抱いていた台湾側も、この計画には賛成であった。1916年7月、外務省は華南の各領事館がさしあたってどれほどの警察官を必要とするか、状況を述べて報告を求めた。

南支沿岸地方ニハ内地人ノ外多数ノ台湾籍民在留セルヲ以テ豫テ本省ニ於テハ之カ取締ノ為メ籍民ノ言語事情等ニ通スル警察官吏ヲ全地方領事館ニ配置スルノ必要ヲ認メ居リタル次第ニ候処台湾總督府ニ於テモ同様ノ希望ヲ有シ右ノ為メ必要アラバ全府警察官吏ヲシテ外務省警察官吏ヲ兼ネシメ所要領事館ニ配置スルコトニ取計ヒ差支無之趣ニ付現ニ貴館出勤ノ外務省巡查ヲ他ノ領事館ニ配置スルコトシ暫ク試験的ニ右ノ通り實行ノ筈ニ存ジ候間貴館ニ於ケル所要員数至急御申出相成度此段申進候也

追テ台湾總督府ニ於テハ巡查数名ノ外警部一名宛各領事館ニ分配シ得ル見込ナル趣ニ候右警部ハ各館現在警部ヨリ下級ノ

者ヲ派遣スル所存ニ存ジ候間右様御承知相成度尚ホ前信ヲ以テ申進候台湾籍民ノ名票³¹⁾作製ノ如キハ右警察官吏ヲシテ担当セシムルモ一案ト存候条為念申添候也 [外務大臣 1916：機密送無番]。

外務省としては大正6（1917）年度予算に

- 31) 従来台湾総督府は対岸地方旅行の籍民に対しては、特に本人の写真を添付した海外旅券を下付し、籍民はこれを携帯して旅行目的地に渡航した際、直ちにその地の領事館に提出、領事館では籍民の発着届け出の遅滞ないことを期するため、その旅券を取りあげていた。籍民はその地に滞在中は旅券を携帯せず、台湾に帰る場合あるいは他地に転住する場合初めてこれの返却を受けるありさまで、ほとんど旅券としての意味をなさなかった。籍民がその地に滞在中は籍民たることを証明する書類を何ひとつもたず、たまたま中国官憲から中国人と誤認されても即時にこれを弁明できず、不当の扱いを受けることがたびたびあった。また一方無頼の中国人が何ら証拠をもたず籍民を仮冒する弊も生じやすかった。福州領事齊藤良衛はこの害を除く一案として1916年夏台湾籍民名票の発行を進言した。それは満10才以上の台湾籍民で管内居住、旅行もしくは3日以上滞在のものは、到着後3日以内に旅券、写真、手数料を添え名票の下付を願い出させる。籍民外出の際はこの名票を携帯、なお3カ月ごとに検閲を受けさせるというものである。本省ではこの稟請をうけて華南各領事館に意見を求めた。汕頭領事館事務代理田中は、汕頭では籍民の数はそれほど多くなく、まだその必要なしとしながらも、従来の領事館に旅券を取りあげる制度を改め、領事館は登録済みの上は直ちに本人に返却することとし、一方発着届け出遅滞を防止する方法として、まず台湾より出発の際に出港地官憲に対し旅券裏面に出発月日、目的地の記入を求め、目的地に到着すればまずこれを領事館に提出、裏面に到着月日の記入を求め、これを所持せしめる。さらに台湾もしくは他地に転住する時には再びその領事館に出頭して旅券裏面に出发月日、目的地の記入を求めさせ、かくて裏面記載の台湾官憲および領事館の発着月日などに何らかの齟齬を認めた場合、相当の処分をすることにすれば、少なくとも正当の籍民はこれに服従し、発着取り締りにおいて旅券を取りあげておくと同様の効果を期待することができるとした [田中 1916：機密31]。大体現在おこなわれているような入国管理事務を施行することを考えたわけである。

相当数の警察官増員を計上、通過の暁には外務省警官で処理可能であるが、この場合でも最少限、語学に通じた総督府警察官を外務省に移譲を求め、各領事館に配置することが必要であった [外務次官 1916：電送3128]。いずれにしても本年度は人員不足なので、1年を限り台湾総督府の警察官を借りうけるようにし、次記のごとき各領事館所要の員数を集計して総督府に呈示した。

領事館所在地	警部	巡查部長	巡查	外務省警察官現在員数
福州	—	—	6	警部 1, 巡查 2
厦門	—	2	8	警部 1, 巡查 2
汕頭	借受ノ必要ナシ			警部 1
廣東	—	—	1	警部 1, 巡查 1

なおその際、警察官派出所の維持、これに要する薪炭費、雑費などは外務省に予算があるが、俸給、手当、被服費、舎宅料などはないので総督府に援助を仰ぎたいと依頼した [外務次官 1916：機密送141]。

このころ台湾総督府民政長官下村宏は警察官派遣に関して (1)名儀は兼外務省警察官とし、(2)増派のため宿舎の必要ある場合は総督府にて準備、(3)派遣警官に関する経費一切は総督府で負担する、と具体案を述べ、派遣警察官配置第1案として

	警部	巡查
福州	1	5
厦門	1	7
汕頭	1	3

(備考) 平常巡查の用務なき場合は、総督府経営の病院または学校の用務に従事。

第2案

	警 部	巡 査
福州	1	4 (2)
厦門	1	6 (3)
汕頭	1	2 (2)
広東	1	3 (2)

(備考) カッコ内は何を意味するのか判明せぬが、中村の文案欄外に「警官ノ数ハ関係領事ノ意見ヲ徴シタル上ニテ定ルコト」とあるので、あるいはこのようなことを示しているのかもしれない。

を提示した [中村 1916: 無番]。が、結局その後の交渉によって警部補 2, 巡査 15 が対岸領事館に配置されることになった³²⁾ [民政部警察本署 1917(?): 9]。

	警部補	巡 査
福州	—	6
厦門	2	7
汕頭	—	1
広東	—	1
	2	15

総督府警察官対岸派遣は、不良籍民の取り締りのほかに、警察力の不備に乘じ各種の陰謀を企てる要視察人 (約120名) の状況調査、並びに直接台湾に影響を及ぼす民国革命党員の動向、その他経済事情、社会組織などを調査報告せしめる意図をもっていた。これはさらに拡大して後述する対岸派遣員の構想にまで連なるのである。

総督府は派遣警官を介して対岸に台湾の勢

32) これら警察官の派遣は、最初は1年を限ってということであったが、結局ずっと総督府予算で台湾から派遣された。派遣員は一応台湾で言語を習得し、風俗習慣に明るいものが選ばれたが、現地ではさらに一層の研修が要求された。福州の場合など、派遣された者は皆漳泉語の素養はあるが、さらに福州語の研修をなし、語学試験などの考課表が報告されている。台湾人 (本島人) 警察官ものちには用いられたが、最初は皆内地人で、これは台湾人警察官と現地社会との癒着を恐れたものと解せられる。しかし派遣日本人巡査は必ずしも良質のものばかりでなく、時に飲酒酩酊、暴行、曖昧屋出入など顰蹙をかう行為により、台湾に送還されるような不良警察官も輩出した。

力を導入、楔を打ち込むことによって日本勢力の橋頭堡を確保せんと意向があったことも見逃せない。総督府警察官を中国警察の顧問に送り込まんとしたこと³³⁾等々は、その例証である。しかし外務省は排日思想の終息せぬ現時点では無理と難色を示したが、後述の対岸領事打合会でもさらに細かく論議されている。

籍民問題を介して台湾と対岸領事館との間で数次にわたる事務連絡文書を交換するうちに、必然的に両者間で適当な時期に膝を交えて話し合いをすることが必要と考えられるようになった。下村民政長官は警察官派遣交渉の時点で「台湾ニ関スル事項ニ関シ事務打合ハセノ為メ時々領事ヲ台北ニ出張セシメラレ度出来得ベクンバ毎年又ハ隔年一回適当ノ時期ニ於テ福州、厦門、汕頭、廣東ノ各領事同時ニ台北ニ集マリ事務打合ハセヲ致シ度シ」と外務省に申し入れている [中村 1916: 無番]。

既に1900年時、対岸領事は台湾総督府の囑託として [林 1979: 46]、また赴任帰任の際には務めて台湾に立ち寄って打ち合わせをすることがあったが、対岸領事が一堂に会し、総督府当局者と話し合うことはなかった。外務省は、定期的開催を原則とすることには賛成しなかったが、必要に応じ随時討議することは容認した [中村 1916: 無番]。

1916年8月、福州領事齊藤良衛は籍民問題その他に関し台湾総督府と協議する必要を認め、台湾へ出張方を稟請した [齊藤 1916: 人機密44]。本省では台北以外の地方庁への出

33) 早くも1900年3月、総督府対岸派遣員澤村繁太郎は厦門全市の警察制度を、日本人顧問の手に掌握すべきことを児玉総督に上申している [台湾90 1900]。のち対岸領事打合会でも、中国で警察官教習所を設立した場合、総督府警察官を教習として傭購させること、中国警察官を台湾の警察練習所で教育させることなどが論ぜられている [民政部警察本署 1917(?): 28-29, 52]。なお税関監視員傭購まで考慮されていた [同上書: 31]。

張は観光のきらいありとし制限を付したが、厦門、汕頭、広東など籍民問題に関係ある領事館とも協議の上、出発することは有用としてその出張を認めた[同上文書]。彼は厦門の菊池領事、その他台湾側とも連絡したとみえる。かくて1916年9月25日から3日間、台湾総督府において下村民政長官、湯池（幸平）警察本署長ら台湾側と、厦門領事菊池義郎、福州領事齊藤良衛の間に第1回の協議がおこなわれた。この対岸領事との打ち合わせは、翌1917年3月26日にも、広東領事太田喜平、厦門領事矢田部保吉との間で第2回がおこなわれたが、まもなく対岸領事は、外務省了解の下に総督府兼任事務官となり、台湾総督府南方政策の一翼を担うことになる。いずれにしてもこの会議は後年田健治郎総督時代、半ば恒例となった対岸領事会議³⁴⁾の前駆とも見做すべきものである。

これら打合会で協議された事項は、華南の地が地勢上、はたまた民族の点から、台湾と密接不離の関係にあっただけに、警察取り締りの点から一般政治問題にもわたる広汎なものであった。いささか無理があるが、大雑把に分類してみると、

1. 特高関係

総督府警察官派遣、対岸出版物（社会主義、革命思想、排日熱鼓吹など）通報、要視察人（約120名）取り締り

1. 保安警察関係

海賊船、密航船取り締り、対岸渡航者選別、無旅券籍民に対する処置、不逞者除籍、犯罪人、無頼者取り締り、送還者の

再渡航禁止、旅行日数制限、国籍取得取扱、中国労働者その他渡台者に関する件

1. 衛生警察関係

伝染病通報、阿片喫煙取り締り

台湾総督府は勢力導入のためにまず財団法人を設立し、病院経営をおこなわんとする意図を示した。その真の目的とするところは単に在留日本人、台湾籍民の診療にあたるのみではなく「此ノ病院ノ建設ヲ以テ彼我ノ楔子トナシ、多数ノ支那有力者ヲ此ノ事業ニ吸引シ、以テ日支親善ヲ圖リ、帝國ノ勢力ヲ對岸ニ扶植スル」[民政部警察本署 1917(?) : 22]にあった。計画は実を結び、1917年11月財団法人厦門博愛会が組織され、翌18年3月総督府援助の下に厦門に同会医院が、次いで広東、福州（1919）に、さらに汕頭（1925）へと次次に開設されるのである[井出 1937 : 85]。

さらにまた総督府は「南支一帯ノ言論ヲ左右シ、以テ我カ南支政策ノ遂行ヲ期セント欲セバ、須ラク對岸樞要ノ地ニ於テ新聞紙ヲ刊行セサルヘカラス」[民政部警察本署 1917(?) : 24]として、対岸樞要の地に情宣用としての言論機関の経営を考えた。当時華南には福州5、厦門2、汕頭2、広東22の新聞があると伝えられたが、このうち少なくとも

	新聞	雑誌
福州	3	4
厦門	2	3
汕頭	1	2
広東	4	6

の刊行が我が勢力扶植のためには必要と考えられた。この場合、各地で各様の差異があるため、新聞も特色をもつべきであるとされた。例えば福州は省城の地として政客多く、住民は比較的政治に関心をもったので、記事は政治に重点がおかれる。国内政治ニュースは日本政府の東京電報が台湾に転伝され、この地

34) 対岸領事会議は田総督時代の1921年5月13-16日第1回開催以来、翌22年6月5-9日、23年6月15-18日、内田嘉吉総督時代も24年4月と大体毎年恒例のように開かれている。この際注目すべきことは香港、ハイフォン、雲南などの領事の出席で、このことは台湾総督府の南方への視野の展開を意味するものであろう[井出 1937 : 706-707]。

に若干の便宜をもつ『閩報』³⁵⁾の手で福州に伝えられるというパターンが多かった。これに反し廈門の地は南洋華僑郷貫の地として、政治記事よりも東南アジア事情に重きがおかれ、かの地の事象を正確に報道し、また華僑成功者の事蹟を伝える要があるといわれた。広東はまた革命の策源地として、政治思想の旺盛なことは福州の比でなく、ここではまた単に北京のニュースのみでなく、日本および欧米の政情を伝える記事、そしてまた上海と連絡をとることが重要とされた。新聞が多く読み捨てにされるのに反し、雑誌は屢々書籍のように熟読閲覧されるので、雑誌の刊行も同じく取りあぐべきであると考えられた。総督府は叙上の方針に基づいて、対岸枢要な地における新聞雑誌の勢力を我が手に収めるため、官民有志をもって維持会を組織し必要な補助金を出して目的達成をはからんと期した。1917年11月下村宏（民政長官）、中川小十郎（台銀副頭取）を中心に財団法人善隣協会が設立され、『閩報』（福州）、『全閩新日報』³⁶⁾（廈門）の経営に具現されていくのである〔井出 1937: 87-88〕。

総督府は諸工作の実施によって政治勢力の対岸導入を期すが、それを容易にするためにこの地に多くの有力な籍民を獲得し、もって勢力扶植の一助たらしめようと画策した。籍民の取扱ではしばしば対岸領事館と対立摩擦を起こしたごとくであるが、有力者で国益を

齊すと考えられるものには一再ならず台湾籍を与えることがおこなわれた。林本源一家の加籍はその著しい例証である。領事打合会議では改めて有用人加籍の問題が承認され、中国人中、地位名望のあるもので籍民たることを希望する者が、総督府関係の公共団体（学校、病院など）に多額の寄付をし、または統治に関し特に努力した節には、台湾籍を与えて我が勢力を対岸に扶植する一助たらしめようとしている〔民政部警察本署 1917(?) : 10-11, 50〕。

叙上の諸工作を正しく遂行することで要求されるのは、まずもって対岸事情、知見の拡充である。下村民政部長官は正確な知識獲得のための具体的方策として、原則的には学識経験者、学生に至るまで欧米視察の偏重を避け、まずもって近隣の中国、東南アジア一帯を視察すべきことを唱導した。総督府官吏に対しても今後屢々対岸に派遣し、目のあたり実況を視察して確実な知見の修得を努めさせることとした。³⁷⁾ 従来の「支那ゴロの意見」あるいは「漫遊的視察者」の復命³⁸⁾に基づき施行された華南に対する方策が必ずしも妥当でなかったことの反省でもあった。

だが、疑問点がないわけではない。

大正南進期、台湾総督府の中国さらには東

35) 1897年12月、井出三郎（翌年帰国）、前田彪（前島眞）が台湾総督府から資金援助を得て、福州の『福報』（黄乃裳発行）を買収し、刊行（当初は週2回）した新聞。台湾総督府は年々若干の補助をした。1915年前田の死後、台湾日々新報社の手に移り、のちさらに善隣協会の経営するところとなった〔中下 1973: 83-98〕。

36) 1907年8月、籍民江保生が、日本文明を鼓吹しかねて台湾人の便宜をはかることを標榜し発行した日刊漢字紙であるが、経営困難で1919年善隣協会の資金援助をうけることになった。その際名誉社長を林爾嘉（林本源）とし、江保生を顧問に、日本人主筆を迎えることとした。

37) いわゆる大正南進期、台湾では安東貞美、明石元二郎両総督（軍人）の下に、民政長官には下村宏を配して、南方進出の拠点としての意識が改めて強調される。下村は長官就任（1915年10月）の1カ月後「台湾ニ関スル所見」を安東総督に提出するが、1917年末ごろから翌年初めにかけて、さらに明確な統治論策（かりに下村論策と名づける）を執筆している。それは前叙4則、本土4則、台湾9章からなっているが、基本的には兒玉、後藤路線の踏襲といった感じのもので、内容的には民政部警察本署 [1917(?)] と酷似している。台湾8号 [1899] の中に整理されているので、下村が後藤に呈したものかもしれない〔台湾8附（下村） 1916(?)〕。

38) 下村は「竹越（與三郎？）式ハ其害所謂浪人ヨリモ大ナリ」といっている〔台湾8附（下村） 1916(?)〕。

南アジアに対する姿勢は、すべて親善を根本とし[台湾8附(下村) 1916(?)], 相互の誤解を去り、相提携して力を発揮することが必要と唱導された。このことは常套語のように用いられている。官吏の視察に際しても偽名変装して密偵的行動に出、彼らの疑惧心を誘起せぬよう心すべきであるともいわれた。しかし口には親善を唱えても、根本には日本帝国主義の侵略をカムフラージュした手段である、と断ぜざるを得ぬような行動様式が他方では打ち出されている。即ち対岸地方に密偵(総督府文書にこの語を用いている)の派遣である。

既述のごとく総督府は、警察官を兼任外務省警察官として対岸に送り込み、治安維持にあたらしめるだけでなく、ある種の特高的情報活動もおこなわしめた。しかしこれだけでは不十分として、さらに10数名(警部4, 巡查15)の実業教育をうけかつ警察事務にも経験のあるものを密偵として対岸各地(福州: 警部1, 巡查4, 厦門: 警部1, 巡查4, 汕頭: 警部1, 巡查3, 広東: 警部1, 巡查4)に派遣し、政治、経済、不逞籍民の調査をおこなわしめようと計画した。この場合密偵が警察官を辞職したいと望めば、それを許容する方針である[民政部警察本署 1917(?): 26-27], というから、まさに旧陸海軍の中国大陸、満州(東北)その他アジア各地に派遣したスパイと同曲である。これは華南駐在の対岸派遣員という名称で、1917年11月官制改革により警察本署に警部4名増員の形で実現されている[井出 1937: 573]。

む す び

台湾総督府は華南に対し文化工作としての病院の建設、学校の維持、新聞の経営などをもちて基礎を固くし、漸次政策の貫徹を期すべく努力した。時に華南における欧米の文化

施設は学校112, 病院29, 教会99, 孤児院5, 計245に対し、日本はわずかに台湾総督府の施設に係る学校3, 寺院3, 病院1, 計7のみの僅少である[民政部警察本署 1917(?): 35]。

台湾総督府は、日本の大正南進期をひとつの時期として、台華一体化の再確認、華南との協同体形成の基礎固めを強化しつつ、次の東南アジア進出への足掛りとした。

1916年の対岸領事打合会は、次期台湾総督府の「南支・南洋」への進出路線を明確に打ち出したものとしてまことに興味深い。

文 献 目 録

〔刊行本の部〕

- 外務省. 1915. 『汕頭事情』
 ————. 1922. 『汕頭領事館管内区域事情』
 林 正子. 1979. 「上野専一 日清戦争前の台湾認識の先駆者」『台湾近現代史研究』2. 東京: 龍溪書舎.
 井出季和太. 1932. 『支那内国関税制度』3(南支南洋調査208). 台北: 台湾総督府官房調査課.
 ————. 1934. 『支那内国関税制度』4(南支南洋調査215). 台北: 台湾総督府官房調査課.
 ————. 1937. 『台湾治績志』台北: 台湾日々新報社.
 伊能嘉矩. 1905. 『領台十年史』台北: 新高堂.
 ————. 1928. 『台湾文化志』上. 東京: 刀江書院.
 北村敬直. 1950. 「清代械闘の一考察」『史林』33(1).
 マックネヤ. 1945. 『華僑 その地位と保護に関する研究』近藤修吾(訳). 京都: 大雅堂(原著 MacNair, Harley Farnsworth. 1933. *The Chinese Abroad. Their Position and Protection*. Shanghai).
 満鉄東亜経済調査局. 1940. 『蘭領印度に於ける華僑』(南洋華僑叢書4) 東京.
 中村孝志. 1979. 「台湾総督府の南支・南洋施設費について」『南方文化』6.
 ————. 1980. 「福州東瀛学堂と厦門旭瀛書院」『天理大学学報』32(2).

本稿は特定研究(1)「東アジアおよび東南アジア地域における文化摩擦の研究」による成果の一部である。

- 中下正治. 1973. 「台湾総督府と閩報」『季刊現代中国』8.
- 仁井田 陸. 1952. 『中国の農村家族』東京：東京大学東洋文化研究所.
- 臨時台湾旧慣調査会. 1905. 『臨時台湾旧慣調査会第二部 調査経済資料報告』下. 東京：三秀舎.
- 佐々島春雄(編). 1928. 『台湾統治議會獅子吼録』台北：自由言論社.
- 台湾総督府警務局. 1938. 『台湾総督府警察沿革誌第二編 領台以後の治安状況』上(台湾史料保存会. 1969. 『日本統治下の民族運動(上)——武力抵抗篇』東京：風林書房復刻).
- 台湾総督府民政部警察本署. 1917(?). 『台湾と南支那との関係及現在の施設並将来の方針』
- 台湾総督府民政局. 1901. 『民政事務成績提要』6. 台北.
- . 1907. 『民政事務成績提要』13. 台北.
- . 1912. 『民政事務成績提要』17. 台北.
- . 1917. 『民政事務成績提要』22. 台北.
- 鶴見祐輔. 1965. 『後藤新平』2. 東京：勁草書房(復刻).
- 矢野 暢. 1978. 「大正期『南進論』の特質」『東南アジア研究』16(1).
- . 1979. 『日本の南洋史観』(中公新書549) 東京：中央公論社.
- 〔未刊文書の部〕
- 外務省文書(外務省外交史料館蔵)
- 『後藤台湾民政長官清国廈門及福州地方へ出張一件』
- 豊島捨松. 1900. 外機8号. 「後藤民政長官来福ニ付演述之意見並ニ拙官卑見申述一件」
- 『蘭領印度ニ於ケル同地官憲ノ本邦人取扱振雑件附台湾籍元清人ノ取扱』
- 鈴木栄作. 1908. 11. 25. 機密10号. 「蘭領印度諸島ニ於ケル和蘭官憲ノ態度ニ関シ報告ノ件」
- 染谷成章. 1909. 4. 6. 公信15号. 「バタビヤ在留日本人一般状況報告並ニ台湾人ニ関スル件」
- 内務次官(一木喜徳郎). 1909. 4. 29. 内務省書甲10号. 「オランダヨリ台湾本島人国籍ニ関シ照会ノ件」
- 外務次官(石井菊次郎). 1909. 5. 4. 送126号. 「蘭領東印度諸島ニ入国スル台湾人ニ関スル件」
- 外務大臣(小村壽太郎). 1909. 5. 6. 送29号. 「蘭領東印度諸島ニ入国スル台湾人ニ関スル件」
- 染谷成章. 1909. 5. 14. 公信27号. 「台湾人ニ対スル罰金取戻方と蘭官憲へ交渉ノ件回答」
- 大島久満次. 1909. 6. 8. 民総2734号. 「蘭領印度ニ渡航スル台湾人ノ取扱ニ関スル件」
- 染谷成章. 1909. 7. 1. 機密4号. 「蘭領東印度ニ在留スル清国人ノ現況」
- 染谷成章. 1909. 11. 10. 機密6号. 「台湾人入国居住ニ関スル件統報」
- 『南部支那在留台湾籍民名簿調製一件 附支那在留ノ籍民取締ノ件』(1)
- 瀬川浅之進. 1907. 9. 14. 機密18号. 「厦門在留台湾籍民ノ実況報告送付ノ件」
- 天野恭太郎. 1909. 6. 18. 公61号. 「福州ニ於ケル台湾籍民ノ状態報告ノ件」
- 岩村成允. 1909. 公61号附. 「福州ニ於ケル台湾籍民ノ状態」
- (附 台湾総督府往復書簡)
- 民政長官代理(大島久満次). 1908. 2. 24. 民警245号. 佐野一郎宛.
- 佐野一郎. 1908. 3. 7. 台18号. 大島久満次宛.
- 天野恭太郎. 1909. 7. 8. 公66号. 「台湾籍民妻子ノ国籍ニ関シ疑義ノ件」
- 天野恭太郎. 1909. 9. 10. 公93号. 「台湾籍民ノ将来ニ関シ鄙見ヲ具シ請訓ノ件」
- 高洲太助. 1910. 1. 10. 機密1号. 「台湾籍民入籍方ニ関スル件」
- 政務局長(倉知鉄吉). 1910. 2. 24. 機密送10号. 「南清在留台湾籍民処分方ニ関スル件」
- 森 安三郎. 1910. 3. 14. 機密5号. 「台湾籍民ノ状態報告ノ件」
- 外務大臣(小村壽太郎). 1910. 12. 2. 機密送18号. 「南清在留台湾籍民処分方ニ関スル件」
- 外務大臣(小村壽太郎). 1910. 12. 6. 機密送16号. 「南清在留台湾籍民処分方ニ関スル件」
- 徳丸作蔵. 1911. 1. 17. 機密1号. 「南清在留台湾籍民処分方ニ関スル件」
- 高洲太助. 1911. 1. 26. 機密4号. 「南清在留台湾籍民処分方ニ関スル件」
- 菊池義郎. 1911. 2. 17. 機密3号. 「南清在留台湾籍民処分方ニ関スル件」
- 外務大臣(小村壽太郎). 1911. 6. 13. 送32号. 「南清在留台湾籍民処分方ニ関スル件」
- 内田嘉吉(民政長官). 1911. 7. 22. 民内4474号. 「南清在留台湾籍民処分方ニ関スル件」
- 外務次官(石井菊次郎). 1911. 6. 29. 機密送102号. 「南清在留台湾籍民処分方ニ関スル件」
- 土谷久米蔵. 1911. 10. 5. 公130号. 「台湾籍民名簿調製済報告ノ件」
- 内田(康哉)外務大臣. 1911. 10. 8. 機密送114号. 「台湾籍民調査協定」
- 内田新吉. 1911. 10. 27. 「汕頭在留台湾籍民ニ関スル概況」
- 木村鋭市. 1912. 2. 「台湾籍民取捨ニ関シ協定報告」
- 『南部支那在留台湾籍民名簿調製一件 附支那在留ノ籍民取締ノ件』(2)自1914.
- 成島朝一. 1915. 3. 23. 「台湾国籍取扱ニ関スル件」

中村：「台湾籍民」をめぐる諸問題

菊池義郎. 1915.6.30. 機密12号. 「国籍取得ニ関スル犯罪検挙ニ付請訓並ニ台湾総督府トノ間御協議方稟請ノ件」
外務大臣（大隈重信（兼））. 1915.9.14. 機密10号. 「台湾籍取得ニ関スル犯罪ノ検挙並ニ其取締方ニ関スル件」
菊池義郎. 1916.5.6. 電35号. 「台湾籍民取締方ニ関シ台湾総督府トノ間御協議方稟請ノ件」（仮題）
斉藤良衛. 1916.7.2. 機密31号. 「当地在留台湾籍民ノ取締方ニ関シ稟請ノ件」
斉藤良衛. 1916.7.10. 公95号. 「台湾籍民阿片吸食場開設取締ノ為メ警官1名玄毒社へ常駐ニ関シ警官御増派方稟請ノ件」
外務大臣. 1916.7.18. 電送2708号. 「福州監獄借入交渉見合セノ件」（仮題）
外務大臣. 1916.7.19. 機密送無番. 「台湾総督府警察官吏ヲ兼任外務省警察官吏トシテ派遣ニ関スル件」
斉藤良衛. 1916.8.2. 公102号. 「不良籍民検挙ニ関シ報告ノ件」
中村 義通商局長. 1916.8.3. 機密送128号. 「台湾籍民ノ渡支取締ニ関スル件」
中村 義. 1916.8.5. 無番. 「台湾総督府ニ付警官ヲ対岸地方へ派遣ノ件」
菊池義郎. 1916.8.5. 機密39号. 「無旅券籍民殊ニ密渡航不逞ノ徒輩ノ取締ニ関シ稟請並ニ請訓ノ件」

田中莊太郎. 1916.8.14. 機密31号. 「在留台湾籍民名票ニ関スル件」
外務次官. 1916.8.17. 電送3128号. 「台湾総督府警官借入ノ件」（仮題）
斉藤良衛. 1916.8.20. 人機密44号. 「台湾へ出張方稟請ノ件」
外務次官（幣原喜重郎）. 1916.8.29. 機密送141号. 「台湾総督府巡查借入ノ件」
赤塚正助. 1916.9.4. 機密16号. 「広東報告」
菊池義郎. 1916.10.6. 機密51号. 「籍民取締其他ニ関シ台湾総督府ト協議ノ顛末報告ノ件」
矢田部保吉. 1918.9.15. 機密56号. 「時局ニ関シ在留籍民無頼漢ノ動静報告ノ件」

『鈴木三郎文書』（国会図書館憲政資料室蔵）
（134）松本義成. 1912.12.16. 「旅券売買ニ関スル件調査報告」

『後藤新平文書』（国会図書館憲政資料室蔵）
台湾5. 岡澤慶三郎. 1901.5.10. 「南清経営ニ関スル意見」
台湾8. 兒玉源太郎. 1899. 「台湾統治ノ既往及将来ニ関スル覚書」
（附）下村 宏. 1916(?). 「下村論策」（仮題）
台湾47. 室田義文. 1900.12.10. 「清国出張復命書」
台湾90. 澤村繁太郎. 1900.3.27. 「南清全体ノ形勢ニ関スル施設条件」